

第1章 総則

第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく消防同意及び消防用設備等に係る届出の審査に必要な事項を定めることにより、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 6 「条例」とは、北九州市火災予防条例（昭和48年条例第49号）をいう。
- 7 「条則」とは、北九州市火災予防規則（昭和49年規則第4号）をいう。
- 8 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 9 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 10 「建基規則」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 11 「建基県条例」とは、福岡県建築基準法施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）をいう。
- 12 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- 13 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 14 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 15 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 16 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 17 「準不燃材料」とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- 18 「難燃材料」とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- 19 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロ及び建基政令第109条第1項に規定する防火設備をいう。
- 20 「特定防火設備」とは、建基政令第112条第1項に規定する防火設備をいう。
- 21 「防火戸」とは、建基政令第109条第1項に規定する防火設備（防火戸に限る。）をいう。
- 22 「特定防火戸」とは、防火戸のうち特定防火設備に該当するものをいう。
- 23 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。
- 24 「非特定防火対象物」とは、令別表第1に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- 25 「特定用途」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。
- 26 「危険物施設」とは、法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- 27 「防災センター等」とは、規則第12条第1項第8号に規定するものをいう。

- 28 「特定一階段等防火対象物」とは、特定用途が令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階（1階及び2階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分とする。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有するものにあつては1）以上設けられていないものをいう。
- 29 「検定品」とは、日本消防検定協会又は登録検定機関（法第21条の48に規定する者をいう。）の検定に合格したものをいう。
- 30 「自主表示対象機械器具等」とは、法第21条の16の2の規定に基づき、製造事業者又は輸入事業者において検査し、技術基準等に適合していることが確認されたものをいう。
- 31 「認定品」とは、登録認定機関（規則第31条の4に規定する法人をいう。）において技術基準等に適合していることを認定されたもの（一般財団法人日本消防設備安全センターによる認定品及び日本消防検定協会による認定評価品等）をいう。
- 32 「品質評価品」とは、日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）の施行日以前に当該改正前の法第21条の36の規定による鑑定試験に合格したものを含む。）をいう。
- 33 「評定品」とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。

第3 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集性あるいは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の規模・用途等の特性に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの行政指導事項（基準内では☒で表示）については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定められたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和4年7月1日から適用する。
- 2 この基準の適用の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物にあっては、この基準にかかわらず、なお従前の例による。